

文京区防災ガイド



目 次

■ 地震発生! そのときには	2
地震発生時の行動マニュアル	2・3
避難方法	4
避難するとき	5
■ 地震に備えて	6
家の中の備え	6・7
耐震診断と補強対策	6・7
家の備蓄・非常持ち出し品	8
戸建・集合住宅・事業所の備え	9・10
地震発生時の外出者の行動ルール	10
区民防災組織・避難所運営協議会	11
要配慮者対策	12
■ 地震の知識	13
地震の仕組み	13
地震の揺れと被害想定	13
地域の危険度	14

どのくらいの被害が出るのか	15
震災時の避難所一覧	16
■ 水害・土砂災害に備えて	17
水害時・土砂災害時避難所	17
都市型水害、土砂災害	17
ハザードマップ	18
注意報・警報・特別警報発表基準	18
避難情報、避難時の心得	19
防災情報・気象情報を入手する方法	20
災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板	21
緊急時の連絡先	21
日頃からの土砂災害・水害対策	22
浸水に備える	23
■ 火災に備えて	24・25
■ 応急手当て	26・27
■ 文京区の防災対策	28・29

■地震発生! そのときには

地震が発生したとき、被害を最小限におさえるために、地震や防災についての正しい知識を持ち、いざというときには落ち着いて適切な行動をとれるようにしましょう。

○地震発生時の行動マニュアル

時間の流れ

どうするか

事前の対策

地震発生

まず身を守る

- 揺れを感じたり、緊急地震速報を見聞きしたときは、身の安全を最優先に行動する。
- テーブルの下など、物が「落ちてこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。
- 非常脱出口を確保する。
- あわてて外に飛び出さない。
- ブロック塀や自動販売機に近づかない。



1-2分

揺れがおさまったら

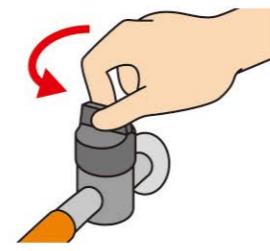
- 火元を確認する。出火しているたら初期消火する。
- 家族の安全を確認する。
- ガラスの破片などでけがをしないように靴を履く。
- 非常持ち出し品を手近に準備する。



3分

みんなの無事を確認
火災の発生を防ぐ

- 隣近所の安全を確認
- 隣近所で助け合う。
- けが人はいないか確認する。
- 出火防止・初期消火
- 漏電・ガス漏れに注意



5分

テレビなどで正しい情報を

- テレビ・ラジオ・インターネット等で情報を得る。
- 生き埋めや出火を周囲に大声で知らせる。
- 道路の落下物は緊急車両の妨げにならないよう、除去する。
- 防災機関、区民防災組織の情報を確認する。
- デマにまどわされない。
- 避難時には車は絶対に使用しない。



10分 → 数時間 → 3日

協力して消火活動、救出・救護活動を

- 地域のみんなで消火活動、救出・救護活動を行う。
- 災害情報・被害情報を収集する。
- 助け合いの心を大切にする。
- こわれた家に入らない。
- 余震に警戒する。



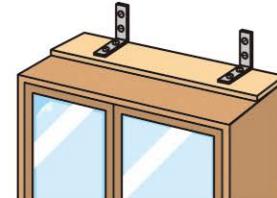
避難生活では

- 集団活動のルールを守る。
- 仕事を分担して協力する。



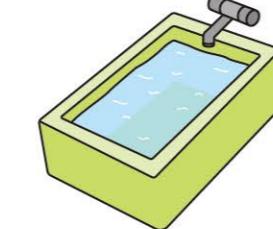
わが家の点検を

- 耐震診断の受診
- ブロック塀の点検・補強
- 照明器具の落下防止
- たんすなどの転倒防止
- 飛散防止フィルムで窓などの補強



- 自信を持って消火ができるよう、日頃から防災訓練に参加する。

- ガラスによるけが防止のため、スリッパや運動靴を手近に用意する。
- 水の貯め置きをする。



家族で防災会議を

- 役割分担や連絡方法を決める。
- 高齢者や障害者の居室を確認する。



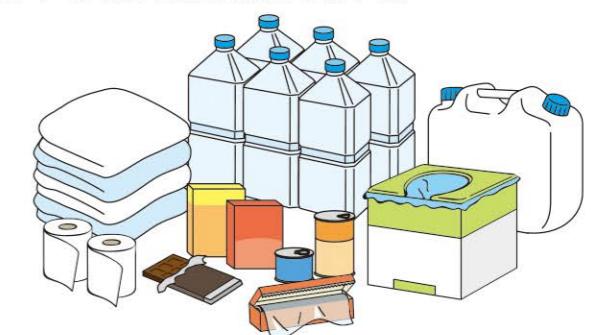
日頃から隣近所の協力体制をつくっておこう

- 区民防災組織への参加
- 防災訓練への参加
- 避難所・緊急避難場所の確認



日頃から“暮らしを守る”備えをしておこう

- 家族に合った防災用品を備える。
- 1週間分(最低3日分)の飲料水と食糧の備蓄をする。
- バールなどの救出用具を準備する。



○避難方法 室内編

大地震だ! とっさの行動が命を救います。

家の中では

- 身近な机やテーブルの下など、少しでも安全な場所に身を隠し、頭を保護する。
- 冷静に火の始末をする。火傷をしないように注意し、無理はしない。
- ドアや窓を開けて、出口を確保する。
- 落下物やガラスの破片だけがをしないよう、靴やスリッパで足を保護する。寝室にも靴を用意する。



デパートや映画館などでは

- ショーウィンドウや棚から離れ、物の少ない方に移動する。
- 映画館や劇場では前の座席との間に身を入れ、頭を持ち物などで保護する。
- パニックになって出口や階段に殺到しない。従業員や館内放送の指示に従う。



エレベーター内では

- 最寄りの階からボタンを全部押し、停止した階で外に出る。
- 閉じ込められたら、非常ボタンを押し続けて、救助を待つ。
- 安全のために、避難は階段を利用する。



○避難方法 室外編

路上では

- 頭を持ち物などで保護する。
- その場に立ち止まらず、空き地や公園などに避難する。
- ガラスや看板などの落下物に注意する。
- ブロック塀や自動販売機などには近づかない。
- 倒れそうな電柱や垂れ下がった電線に注意する。



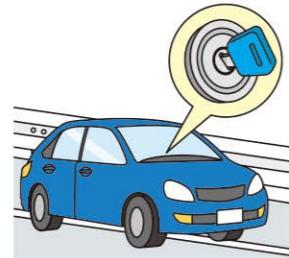
電車などの車内では

- 乗務員の指示に従って落ち着いて行動する。
- むやみに、非常コックを開けて勝手に車外へ出ない。



車に乗っていたら

- 急ブレーキをかけず、緊急車両の邪魔にならないように左側に寄せる。
- 避難するときは、鍵をつけたまま、ドアはロックしないで貴重品を持って避難する。



地下にいたら

- 地下街では、停電になつても非常灯がつくので、あわてずに行動する。
- パニックになって出口や階段に殺到しない。従業員らの指示に従う。



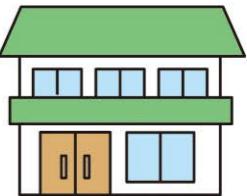
○避難するとき

〈自宅が無事な場合は避難する必要はありません〉

自宅が倒壊などの被害を受けたり、そのおそれがある場合は、指定の避難所へ避難します。また、延焼拡大などで避難所が危険な状況の場合は、緊急避難場所へ避難します。

●避難所(区立小・中学校等33か所)

非常食や毛布等が被災者のために備蓄されており、一時的に生活ができる施設です。
※避難所一覧はp.16



●緊急避難場所(7か所)

一時的に火災等から身を守る広い場所です。

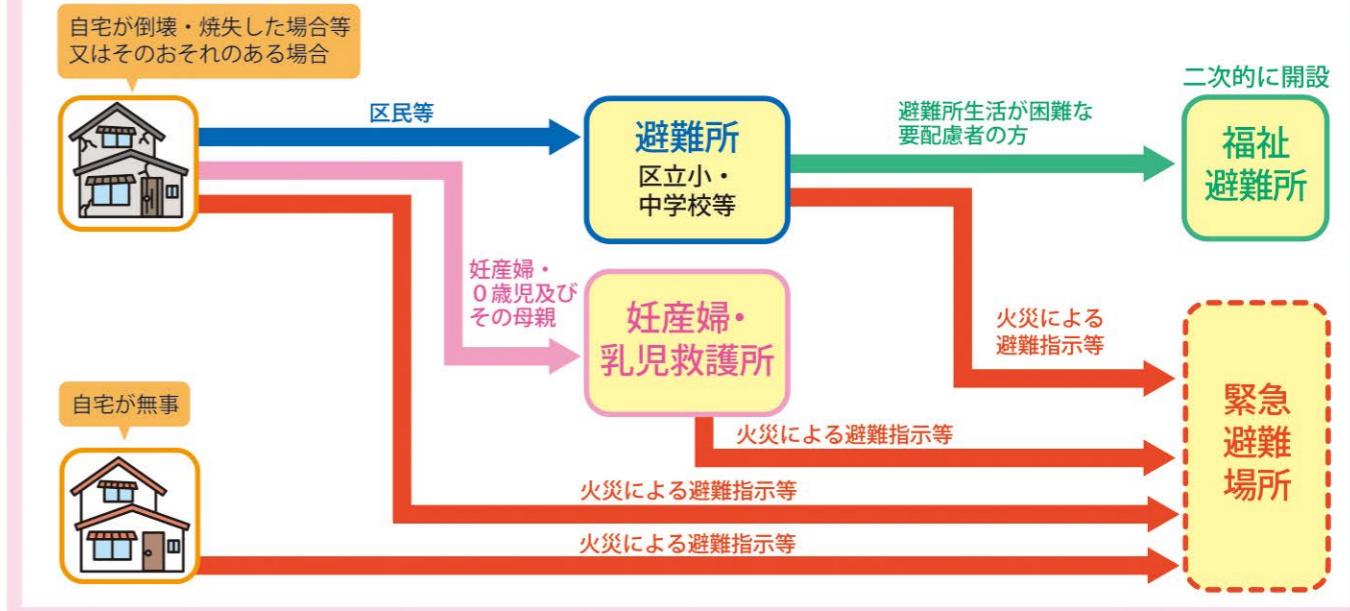
●福祉避難所(25か所)

避難所生活が困難な要配慮者の方に対し、避難所において十分な支援ができない場合、開設される施設です。

●妊娠婦・乳児救護所(4か所)

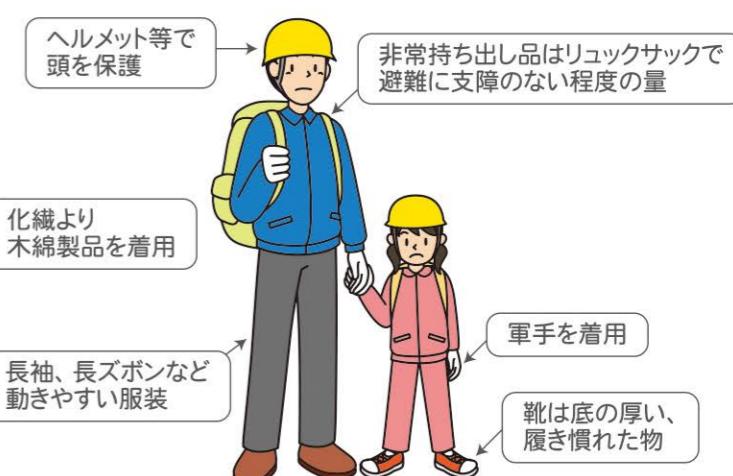
妊娠婦や0歳児及びその母親に必要な食糧や救援物資の配給、情報の提供等を行う施設です。

文京区の避難方式(基本的な避難のパターン)



〈避難のときには〉

- 高齢者や障害者などの避難にはみんなで協力する。
- 家から離れるときは、電気のブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めて、二次災害の発生を防止する。
(阪神・淡路大震災のとき、電気が元で多くの火災が発生しました。)
- 自動車は絶対に使用しない。



■地震に備えて

○家の中の備え

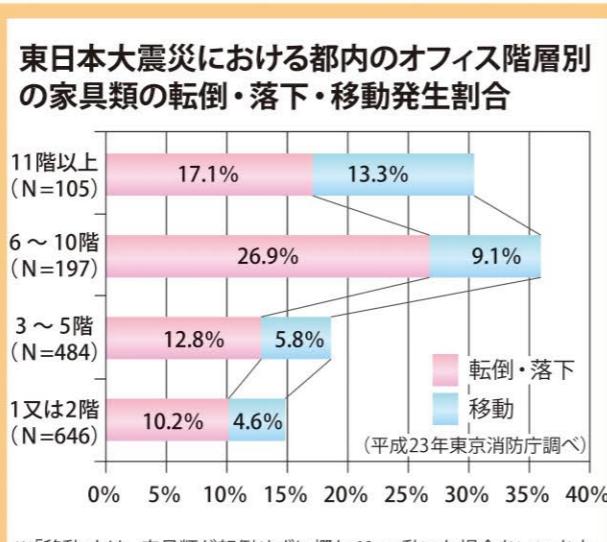
まずは「自助」。対策は、あなたにしかできません。

負傷原因第1位は家具類の転倒・落下物

近年発生した地震では、負傷者の3～5割の方が家具類の転倒・落下物が原因でした。

家具やテレビ、パソコンなどを固定し、転倒や落下防止措置をしておくことは、地震後の出火防止や地域での効率的な救出・救護活動につながります。

区では家具転倒防止器具の購入・設置費用の助成を行っています(p.29へ)。



出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック
—オフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策—」より抜粋

家の中の安全対策

- 寝室や子ども・高齢者のいる部屋には、できるだけ家具を置かない



就寝中に地震があった場合に家具の下敷きになるおそれがあります。

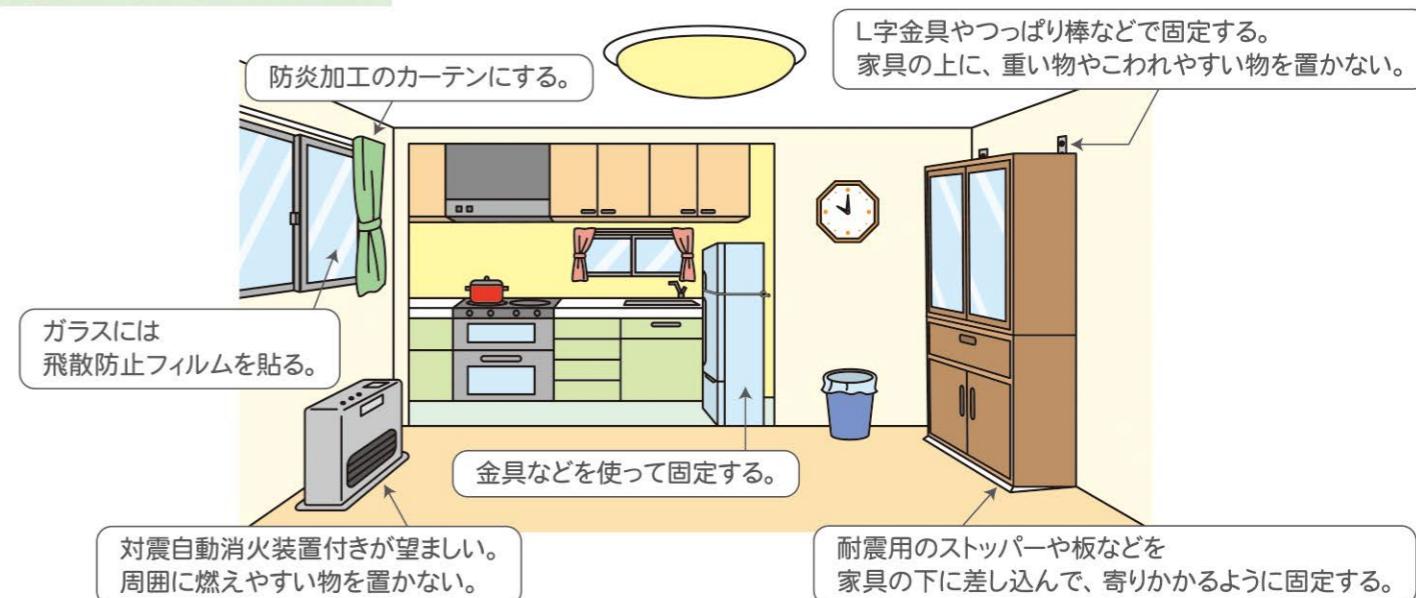
また、子どもや高齢者などは倒れた家具が妨げになり、逃げ遅れるおそれがあります。

- 安全に避難できるように、出入口や通路には物を置かない

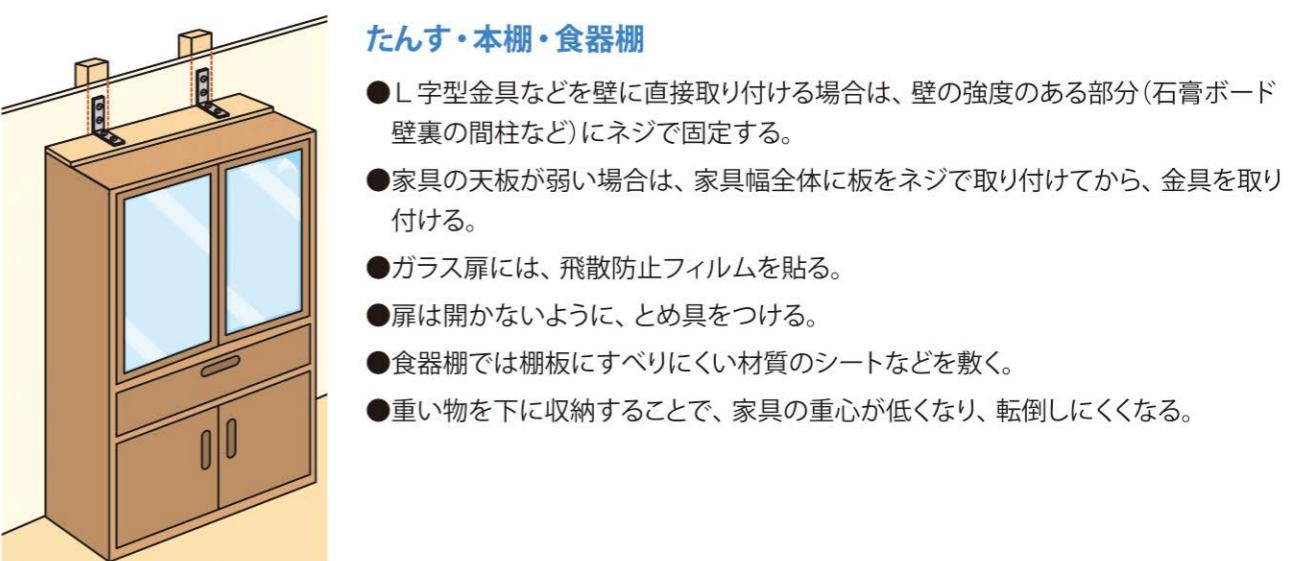


玄関など出入口までの通路に、家具など倒れやすい物を置かないようになります。

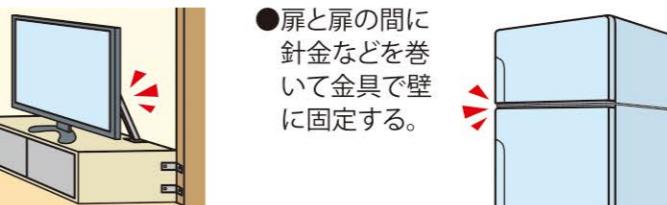
部屋の中の安全チェック



たんす・本棚・食器棚



冷蔵庫

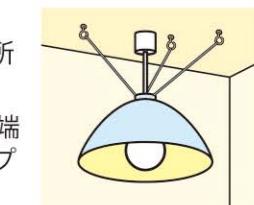


テレビ

- 家具の上などは設置を避ける。
- できるだけ低い位置に固定する。



照明器具



- L字型金具などを壁に直接取り付ける場合は、壁の強度のある部分(石膏ボード・壁裏の間柱など)にネジで固定する。
- 家具の天板が弱い場合は、家具幅全体に板をネジで取り付けてから、金具を取り付ける。
- ガラス扉には、飛散防止フィルムを貼る。
- 扉は開かないように、とめ具をつける。
- 食器棚では棚板にすべりにくい材質のシートなどを敷く。
- 重い物を下に収納することで、家具の重心が低くなり、転倒しにくくなる。
- 一階が店舗や車庫で、二階に比べて強い壁や柱の量が少ないか、あってもバランスよく配置されていない。
- 白アリ被害、または水回りの壁や柱に腐食がある。
- 基礎にひび割れがある。

○耐震診断と補強対策

火災による死亡事故が多かった関東大震災に対し、阪神・淡路大震災では、亡くなられた人の約8割以上は建物の崩壊による犠牲でした。そこで、気になるのは建物の強度です。新しい建築基準法が適用された昭和56年より後に建てられた住宅は倒壊が少なかったという報告もあります。地震対策のひとつとして、建物の耐震診断をお受けください。

文京区では、昭和56年以前に建築された建物に耐震診断費用の一部を助成しています(p.29へ)。

阪神・淡路大震災の教訓から次の点が「要チェック」としてあげられます(木造の場合)。

- 昭和56年以前に建てられている。
- 柱と柱との間に斜めの補強材(筋かい)が少ない。
- 構造用合板を使った強い壁(耐力壁)になっていない。
- 一階部分に窓や出入口が多く、家を支える壁が少ない。

以上の点が気になる方は、耐震化アドバイザー派遣事業がございます。地域整備課へご相談ください。

問合せ先 都市計画部地域整備課 ☎03-5803-1846

○ 家での備蓄・非常持ち出し品

「あなたにとって、ないと生活できないもの」が必要なものです。

杖や車椅子、補聴器、眼鏡、老眼鏡、コンタクトレンズ、乳幼児の粉ミルク、離乳食、紙おむつなど、持ち出し品の項目だけでなく自分や家族にとって必要なものも確認しましょう。

備蓄品

1週間分(最低3日分)の食糧や飲料水等を備蓄しておきましょう。



ローリングストック法の活用

ローリングストック法とは、普段食べる米やレトルト食品などを多めに買っておき、消費したらその分を補充することで、常に一定量の食糧を家に備蓄しておく方法です。賞味期限切れの無駄がなくなり、常に災害に備えることができます。



非常持ち出し品

貴重品

- 現金(公衆電話用の10円硬貨も)
- 通帳類・証書類・キャッシュカード
- 免許証・健康保険証・身分証明書

食糧品

- 食糧・飲料水・水筒
- 非常食(乾パン・缶詰など)
- 粉ミルク・哺乳瓶

衣類

- 着替え
- 下着・靴下
- 上着・防寒具
- 雨具
- 洗面用具・タオル
- 紙おむつ
- スリッパ



医薬品

- 救急セット
(ガーゼ・包帯・ばんそうこう・傷薬・目薬・風邪薬・胃腸薬など)
- 各自の常備薬
- お薬手帳

感染症対策用品

- マスク
- アルコール消毒液
- 体温計
- など

日常品

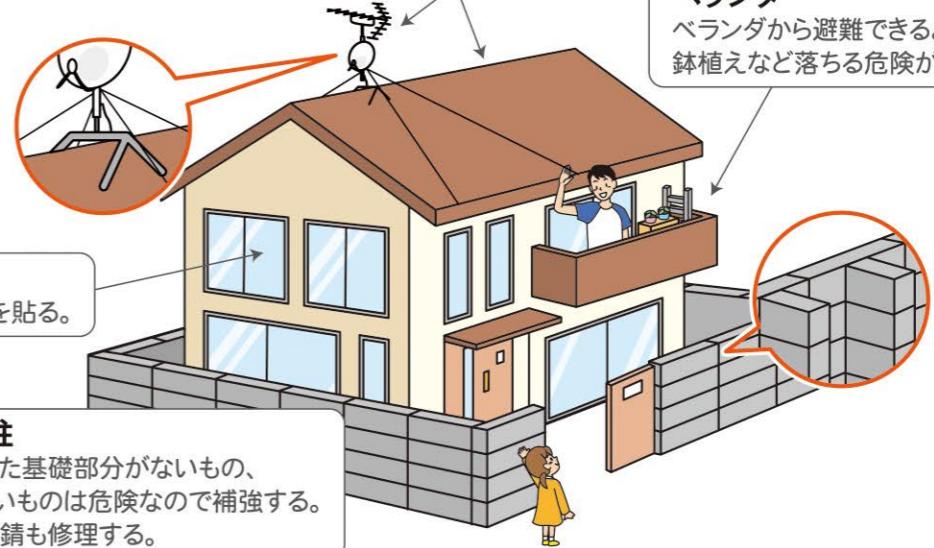
- 携帯電話・携帯用充電器・モバイルバッテリー・充電ケーブル
- 携帯ラジオ(予備電池)
- 懐中電灯(1人1個, 予備電池)
- 笛
- ヘルメット

- 手袋(軍手など)
- ロープ
- ライター・マッチ
- ポリ袋・ビニール袋
- ポケットティッシュ・ウェットティッシュ
- 万能はさみ・ナイフ
- 携帯用トイレ
- 歯磨きセット
- 予備の眼鏡・コンタクトレンズ
- 生理用品
- 筆記用具

○ 戸建住宅の備え

屋根

不安定なアンテナはしっかりと固定する。
屋根瓦は補強しておく。



窓ガラス

飛散防止フィルムを貼る。

ブロック塀・門柱

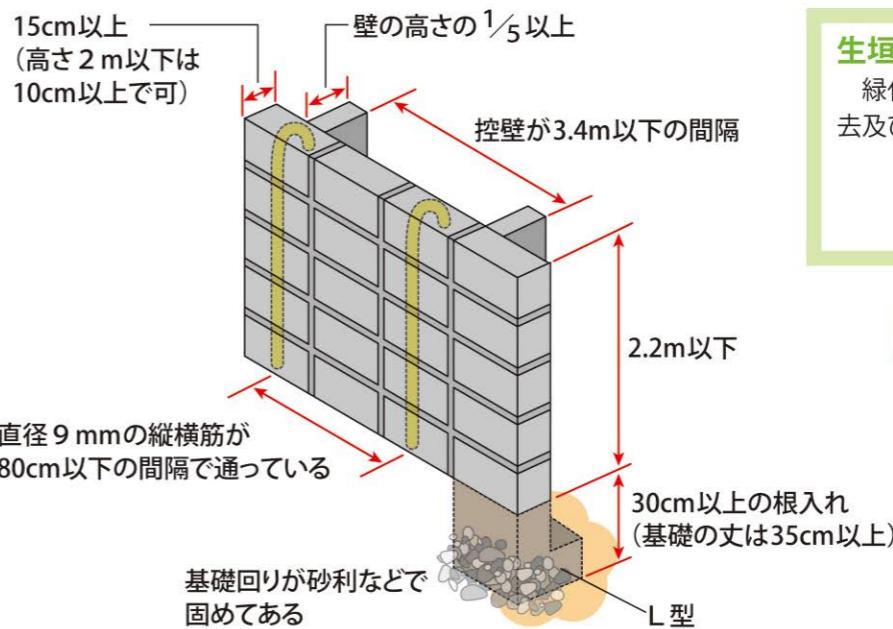
土中にしっかりと基礎部分がないもの、
鉄筋が入っていないものは危険なので補強する。
ひび割れや鉄筋の錆も修理する。

ブロック塀の安全性も、要チェック

昭和53年6月の宮城県沖地震で亡くなった28人のうち18人が、ブロック塀や石塀、門柱の下敷きになり、社会的にもブロック塀の安全に大きな関心が寄せられました。また、「揺れているときは何かにつかりたくなる」という心理が事故多発の要因という報告もあります。ブロック塀の安全性を確保するものとして昭和56年の新耐震設計法と呼ばれる構造基準が導入された建築基準法の改正では、以下の基準となっています。なお、平成30年6月の大坂北部地震では、ブロック塀の倒壊による死傷者が発生しました。再度の点検をお願いいたします。

チェックポイント

- 1 壁の高さは2.2m以下であるか。
- 2 壁厚は15cm以上(高さ2m以下は10cm以上)であるか。
- 3 壁頂及び基礎に横筋を、壁の端部及び隅角部には縦筋を配置し、それぞれ径は9mm以上となっているか。
- 4 壁内には径9mm以上の鉄筋を縦、横に80cm以下との間隔で配置されているか。
- 5 長さ3.4m以下ごとに径9mm以上の鉄筋を配置した控壁を設け、突出部は壁の高さの5分の1以上となっているか。
- 6 上記3、4の鉄筋の末端はかぎ状に折り曲げて、縦筋は壁頂及び基礎の横筋に、横筋はこれらの縦筋にそれぞれかぎ掛けして定着されているか。
- 7 基礎の丈は35cm以上、根入れの深さは30cm以上となっているか。
- 8 ぐらつき、ひび割れ、傾きがないか。

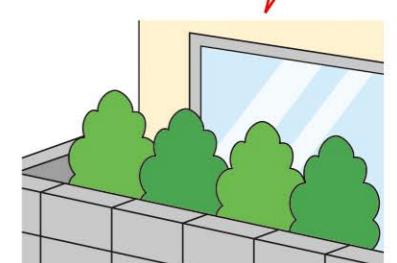


生垣造成の補助

緑化推進及び防災上からブロック塀の撤去及び生垣造成費用の一部を補助します。

問合せ先 土木部みどり公園課
☎ 03-5803-1254

生垣にすると見た目もきれいです



○集合住宅の備え

備蓄品は多めに

備蓄品は1週間分(最低3日分)が必要です。しかし、集合住宅の場合、エレベーターが停止している間は物資を運ぶのが非常に困難な上、電気が止まれば水も止まります。そのため、浴槽に水を貯め置きする、水を使わない簡易トイレやカセットコンロ・ガスボンベなどを備蓄しておくなど、日頃から備えておきましょう。

区では中高層共同住宅等に向けてエレベーター閉じ込め対策経費の助成を行っています(p.29へ)。



飲料水は1人1日
3リットルが目安

〈防災対策の検討〉

- マンションでは災害時、住民や管理組合を中心とした助け合いが必要です。
災害時にどのように行動すればよいか、マンションの防災計画を作成しましょう。
- 地震後には生活用水の確保などで水道を使用したくなりますが、地震の影響で排水管に亀裂や破損が生じ、大規模な水漏れ等が発生するおそれがあります。
安全が確認されるまでは、水を流さないようにしましょう。

〈防災計画で決めておくべきこと〉

- | | |
|----------------------------|----------|
| ・住民、管理組合の役割分担 | ・備蓄品の配備 |
| ・災害時の共有スペース(ごみ置き場などの)の使用方法 | ・要配慮者の支援 |
| ・住民の安否確認 | ・防災訓練の実施 |
| ・避難経路や避難場所 | など |

○事業所の備え

- 従業員に必要な3日分の水や食糧などの備蓄に努めましょう。
- 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅の抑制に努めましょう。
- 防災計画や*B C Pを整備し、災害時の取り組み方を明確にしていきましょう。
※企業が重大なリスクに対して事業を継続するための計画(事業継続計画)
- 建物耐震診断を実施しましょう。屋外看板などが落下しないかなども定期的に点検しましょう。
- 消防訓練に、地震時の対応を加えたり、区や地域が実施する訓練に参加しましょう。



○地震発生時の外出者の行動ルール

●むやみに移動を開始しない

多くの人が一斉に帰宅しようとすると、駅周辺や道路が大混雑し、集団転倒、火災や建物からの落下物など危険な状態があるほか、救助・救命活動、消火活動や救援物資輸送などの応急対策活動の妨げになります。

●まず安否確認をする

地震発生当初は、固定電話や携帯電話がかかりにくくなります。安否確認の手段として、災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板(p.21へ)等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動しましょう。

●正確な情報により冷静に行動する

大地震が起きると、デマや根拠のない噂がSNS等で飛び交うこともあります。間違った情報により、さらなる混乱や二次災害の危険につながることがあります。公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動が安全なのか自ら判断しましょう。

○区民防災組織

日頃の訓練が、災害からまちを守ります。

地震災害には、防災関係機関だけでなく、一人ひとりが自分の生命や財産を守る、そして「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域の防災活動が不可欠です。

文京区では町会、自治会の中に区民防災組織が組織されています。地域で協力し合って、救出・救護、消火活動を行いましょう。

〈訓練の実施〉

災害時に適切に行動するには日頃の訓練が欠かせません。区民防災組織の方だけでなく、区民のみなさんが、防災訓練などに参加していただくことが重要です。

区では、地震体験車、煙体験ハウス、防災課職員による講話の実施、防災DVD等の貸出しも行っていますので、ご利用ください。



地震体験車

〈防災用具の保守点検〉

防災用具が錆びていたりこわれていたりしては、いざというときに役に立ちません。日頃から点検しておき、操作方法を習得しておきましょう。

○避難所運営協議会

〈協議会の体制づくり〉

文京区では、災害時に区立小・中学校等に避難所を開設・運営するため、地域の方に協力をいただきながら、各避難所に避難所運営協議会を設立しています。

〈協議会の構成〉

区民防災組織役員(町会・自治会役員)、民生委員・児童委員、防災士、学校PTA役員、校長・副校長、区職員 等

〈協議会の役割〉

- (1) 平常時は、避難所の課題についての検討や訓練を行い、「いざ」というときに備えます。
- (2) 災害時は、できるだけ早期に、避難所の開設・運営を行います。



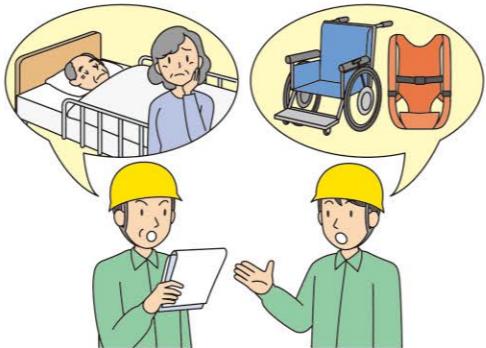
区では、避難所運営協議会の活動を支援するため、訓練や会議等にかかる経費に対して助成を行っています(p.29へ)。

●要配慮者対策

高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等の方々は、生命の安全を守るために行動や状況把握、避難、生活手段の確保などを迅速かつ的確に行いにくい場合があるため、まわりの私たち一人ひとりが積極的に手助けをすることが求められます。隣近所など地域で連携して支援する体制を整えておきましょう。

文京区では要配慮者の支援として、福祉避難所と妊産婦・乳児救護所を設置します。

特に支援を必要とする方（避難行動要支援者※）の情報は、区民防災組織（町会・自治会）、民生委員・児童委員、消防署、警察署など関係機関と共に、地域での支えあいによる支援体制の整備を図っています。



〈地域社会の日頃の対応〉

- 特に要配慮者のいる家庭への災害時の支援には、地域ぐるみの手助けが強く望まれています。特に日頃から近所の人を中心に積極的に交流を図ることが大切です。
- 避難の際に車椅子で通れるか、耳や目の不自由な方への避難を伝える方法はあるかなど、地域で検討しておきましょう。

要配慮者が安全に避難するポイント

高齢者・障害者

- 援助が必要なときには、複数の人で対応します。
- 緊急のときには背負って避難します。

目の不自由な人

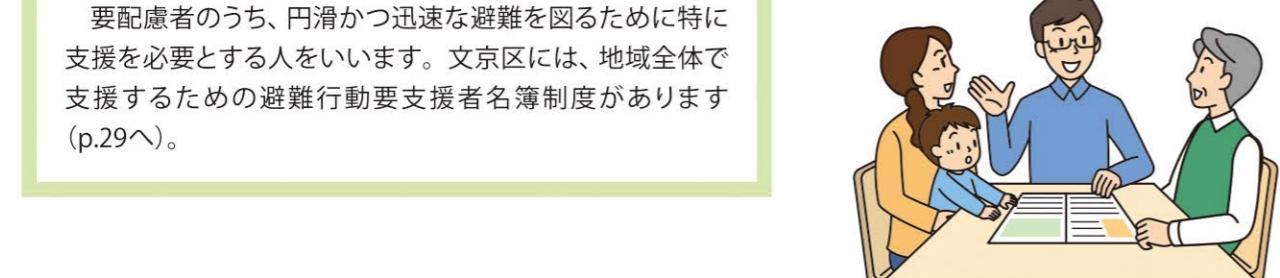
よく知っている場所以外では、自力での状況に応じた避難行動が困難な場合があります。

- 杖を持つ手や手先、手首は取らないで、ひじのあたりに軽く触れるか、腕や肩を貸してゆっくり歩きましょう。
- 階段などの障害物を説明しながら進みましょう。



※避難行動要支援者とは

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難を図るために特に支援を必要とする人をいいます。文京区には、地域全体で支援するための避難行動要支援者名簿制度があります（p.29へ）。



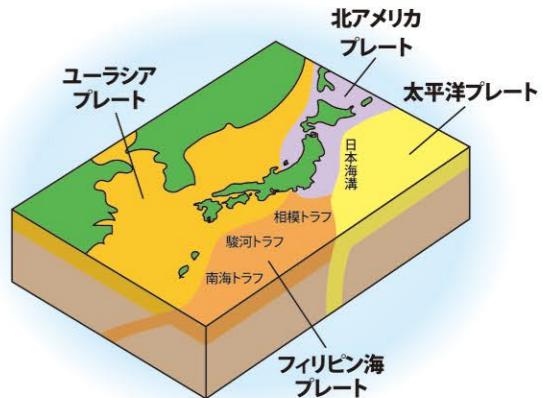
■地震の知識

●地震の仕組み

地震はなぜ起こるのか

地球の中は、地表に近い方から、プレート（地殻）、マントル、核（外核、内核）の3つの層からなっています。

地球の表面を覆っている何枚ものプレートは、年に数センチメートルほどの速さで動いています。プレートがぶつかり合うところでは伸びや縮みなどのひずみが生じ、そのひずみが限界に達したときに起こる破壊によって地震が生じます。



マグニチュードと震度の違い

地震のエネルギーの大きさ（規模）をマグニチュード、各地域での地震の揺れの大きさを震度といいます。一般的に、マグニチュードが小さくても、震源が近い場合や浅い場合は震度が大きくなります。



●地震の揺れと被害想定

震度 0	<ul style="list-style-type: none"> ●人は揺れを感じない。 	震度 5弱	<ul style="list-style-type: none"> ●大半の人が恐怖を覚える。 ●棚にある食器や本が落ちることがある。 ●固定していない家具が移動することがあり、不安定な物は倒れる。
震度 1	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内で静かにしている人の中には揺れをわずかに感じる人がいる。 	震度 5強	<ul style="list-style-type: none"> ●固定していない家具が倒れることがある。 ●補強されていないブロック塀が崩れることがある。 ●自動車の運転は困難。
震度 2	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内で静かにしている人の大半が揺を感じる。 ●電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。 	震度 6弱	<ul style="list-style-type: none"> ●立っていることは困難。 ●ドアが開かなくなることがある。 ●壁のタイルや窓ガラスが破損し落下することがある。 ●耐震性が低い木造建物は傾いたり倒れる物もある。
震度 3	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内にいる人のほとんどが揺を感じる。 ●棚にある食器類が音を立てることがある。 	震度 6強	<ul style="list-style-type: none"> ●はわないと動くことができず、飛ばされることもある。 ●耐震性が低い鉄筋コンクリート建物では倒れる物がある。 ●大きな地割れや大規模な地すべりなどが発生することがある。
震度 4	<ul style="list-style-type: none"> ●眠っている人のほとんどが目を覚ます。 ●座りの悪い置物が倒れることがある。 	震度 7	<ul style="list-style-type: none"> ●固定していない家具が飛ぶこともある。 ●耐震性が高い木造建物でもまれに傾くことがある。

（気象庁震度階級関連解説表 平成21年3月より作成）

○ 地域の危険度

平成30年2月に東京都が公表した「第8回 地震に関する地域危険度測定調査」では、地震に対する危険性を「建物倒壊危険度」「火災危険度」「災害時活動困難度」及び3つの危険度を合算した「総合危険度」として、1から5までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を明らかにしています。

<建物倒壊危険度>

地震の揺れによって建物がこわれたり傾いたりする危険性の度合いを、地域の建物の種別と地盤分類により測定したものです。

<火災危険度>

地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性があり、出火の危険性と延焼の危険性をもとに測定したものです。

<災害時活動困難度>

避難や消火・救助などの災害時の活動のしやすさ(困難さ)を、地域の道路網の稠密さや広い道路の多さなど、道路基盤などの整備状況から評価したものです。

<総合危険度>

地震の危険性を分かりやすく示すために、地震の揺れによる建物倒壊や火災の危険性に、災害対応活動の困難さを加味して、1つの指標にまとめたものです。

地域危険度表 危険性が低い → [ランク 1] [ランク 2] [ランク 3] [ランク 4] [ランク 5] ← 危険性が高い

町名	町丁目	建物倒壊危険度	火災危険度	災害時活動困難度	総合危険度
大塚	一丁目	1	1	3	1
	二丁目	1	1	3	2
	三丁目	1	1	1	1
	四丁目	3	3	2	3
	五丁目	2	2	3	3
	六丁目	3	4	4	4
音羽	一丁目	2	1	2	2
音羽	二丁目	2	1	2	2
春日	一丁目	1	1	1	1
春日	二丁目	1	1	2	2
小石川	一丁目	2	1	1	2
	二丁目	2	2	2	2
	三丁目	2	2	3	3
	四丁目	1	1	2	2
	五丁目	2	1	1	1
後楽	一丁目	1	1	1	1
後楽	二丁目	2	2	1	2
小日向	一丁目	2	1	4	2
	二丁目	2	2	4	3
	三丁目	3	2	5	4
	四丁目	2	1	2	2
水道	一丁目	2	1	2	2
水道	二丁目	3	2	1	2
関口	一丁目	2	1	1	1
	二丁目	1	1	3	1
	三丁目	1	1	2	2
千石	一丁目	3	3	3	3
	二丁目	2	2	3	3
	三丁目	2	2	2	2
	四丁目	3	3	1	2
千駄木	一丁目	2	3	3	3
	二丁目	3	3	3	4
	三丁目	3	3	2	3
	四丁目	3	3	1	2
	五丁目	3	4	3	4

*災害時活動困難度を考慮した危険度です。 (平成30年2月現在)

○ どのくらいの被害が出るのか

被害想定

文京区における被害想定を、東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定(平成24年4月)」のうち、「東京湾北部地震」の想定を基にまとめました。

前提条件

種類	東京湾北部地震 (平成24年4月発表)
地震の規模	マグニチュード7.3程度、最大震度6強 (阪神・淡路大震災の地震と同程度)
地震発生時刻	冬の平日夕方、午後6時ごろ、 晴れ 風速8m／秒程度



地震の揺れや火災によるものがあります。被害を最小にするためには、耐震補強や初期消火などが重要です。

- 全壊棟数 3,602棟
- 焼失棟数 2,443棟
- 出火件数 22件
- エレベーター停止台数 267台



火災や家屋の倒壊などによる死者やけがなどの被害です。

- 死者数 253人
- 負傷者数 4,217人
(うち重傷者数 608人)
- 帰宅困難者数 131,632人
夕方6時に外出している人のうち、徒步で帰宅することが困難となる人の数です。
- 自宅外避難者数 61,865人(1日後)
このうち、避難所生活者数 40,213人
自宅が被害を受けたり、ライフラインの被害により、自宅での生活ができなくなる人の数です。



水道、電気、ガス、電話などのライフラインによる被害です。



*応急復旧日数は、23区全体のものです。

- 上水道応急復旧日数 30日
- 下水道応急復旧日数 30日
- 電力応急復旧日数 7日
- 都市ガス応急復旧日数 60日
なお、震度5程度で家庭のマイコンメーターが自動的にガスを遮断します。
- 電話応急復旧日数 14日

○震災時の避難所一覧

避難所(区立小・中学校等)別対象町会一覧表

施設名	所在地	対象町会等
礫川小学校	小石川2丁目13番2号	富坂一丁目町会、富坂二丁目町会、表町町会、春日町三丁目町会
柳町小学校	小石川1丁目23番16号	初音町町会、小石川表町会、柳町町会、柳町中央町会、柳町三和会、八千代町町会、南戸崎町町会
指ヶ谷小学校	白山2丁目28番4号	戸崎町町会、指ヶ谷町会、白山指ヶ谷町会、白山町町会、京華通り自治会
林町小学校	千石2丁目36番3号	林町町会、丸山町町会、大原町町会
明化小学校	千石1丁目13番9号	原町町会、宮下町町会、西原町町会
青柳小学校	大塚5丁目40番18号	豊島ヶ岡町会、大塚坂下南町会、大塚坂下北町会、目白台二丁目町会
関口台町小学校	関口2丁目6番1号	目白台豊川町会、高田老松町会、関口町会、関口二・三丁目町会
小日向台町小学校	小日向2丁目3番8号	小日向台町町会、茗荷谷町会
金富小学校	春日2丁目6番15号	春日二丁目町会、第六天町会、武島町会、水道端町会、西江戸川町会
窪町小学校	大塚3丁目2番3号	大塚窪町町会、氷川下町会
大塚小学校	大塚4丁目1番7号	大塚上辻町会、大塚仲町町会、大塚四丁目協力会
湯島小学校	湯島2丁目28番14号	湯島一丁目町会、湯島会、新花会、三組町会、妻恋会、湯島三丁目梅光会、天梅会、三組弥生会、天一町会、天二町会、天三町会、同朋町会
誠之小学校	西片2丁目14番6号	地縁法人西片町会、丸山福山町町会、丸山新町町会、向丘一丁目上町会、白山前町町会
根津小学校	根津1丁目14番3号	根津宮永町会、根津八重垣町会、藍染町会、根津片町町会、根津宮本町会、向ヶ岡弥生町会、弥生一丁目町会
千駄木小学校	千駄木5丁目44番2号	上動五三会、動坂中町会、動坂町会
汐見小学校	千駄木2丁目19番23号	上千駄木町会、千駄木二丁目西町会
昭和小学校	本駒込2丁目28番31号	上富士町会、神明町会、一般社団法人大和郷会
駒本小学校	向丘2丁目37番5号	肴町町会、白山上自治会、蓬莱町会、浅嘉町会
駕籠町小学校	本駒込2丁目29番6号	駕籠町会、西丸町会、曙町会
本郷小学校	本郷4丁目5番15号	上真砂町会、下真砂町会、中真砂町会、田町町会、菊坂町会、菊和会、本郷五丁目台町町会、本郷五丁目町会、赤門前町会、本郷同四会、元二親和会
旧元町小学校※	本郷1丁目1番19号	
第一中学校	小石川5丁目8番9号	東御殿町会、白山御殿町睦会、久堅自治会、久堅西町会
第三中学校	春日1丁目9番31号	春日町一・二丁目春睦会、春日一丁目仲睦会、春日一丁目大門町会、道和町会、後楽町会、第二後楽園アパート、春日礫川町会、本郷一丁目アパート自治会
第六中学校	向丘1丁目2番2号	森川町会、向丘追分町会、向丘追分東部町会、向丘一丁目中町会、東大農学部前自治会
第八中学校	千駄木2丁目19番22号	千駄木二丁目東町会、千駄木三丁目南部町会
第九中学校	本駒込3丁目28番9号	吉片町会、富士前町会、神明上町会、神明西部町会、本駒自治会
第十中学校	千石2丁目40番17号	原町西町会、上御殿町会、林町南町会
文林中学校	千駄木5丁目25番10号	千駄木東林町会、千駄木西林町会、千駄木三丁目北町会
茗台中学校	春日2丁目9番5号	文京中央町会、久堅町民会、久堅親交会
本郷台中学校	本郷2丁目38番23号	本郷弓一町会、本郷二丁目弓二会、本郷二・三丁目町会、本郷三丁目金助町会、春木会、本富士町会
音羽中学校	大塚1丁目9番24号	東青柳町会、目白台雑司ヶ谷町会、音一文化会、音二町会、音羽三和会、音羽四丁目町会、音羽五丁目町会、大塚一・二丁目町会
文京江戸川橋体育館	小日向1丁目7番4号	音六町会、音羽七和会、音八会、音羽九桜町会、小日水町会、古川松ヶ枝町会、関口一丁目南部会、関水町会
教育センター	湯島4丁目7番10号	湯島切通町会、湯島北町会、竜岡会、両門町会、本郷三丁目南部会、本郷二丁目元一會、本一町会

※旧元町小学校の解体工事に伴い、同校を避難所とする町会(本郷三丁目南部会、元二親和会、本郷二丁目元一會、本一町会)は、施設の再整備期間中(令和3年6月1日～令和6年度予定)、本郷小学校及び教育センターへ避難先を変更します。

問合せ先 総務部防災課 ☎03-5803-1744

■水害・土砂災害に備えて

○水害時・土砂災害時避難所

※ 地震時の避難所とは異なる場合がありますので注意してください。

避難所名	所在地	電話番号
1 林町小学校	千石2丁目36番3号	03-3946-0421
2 青柳小学校	大塚5丁目40番18号	03-3947-2471
3 小日向台町小学校	小日向2丁目3番8号	03-3947-2371
4 湯島小学校	湯島2丁目28番14号	03-3813-6061
5 誠之小学校	西片2丁目14番6号	03-3811-7171
6 第一中学校	小石川5丁目8番9号	03-3811-7271
7 第三中学校	春日1丁目9番31号	03-3814-2544
8 第六中学校	向丘1丁目2番2号	03-3814-6666
9 文林中学校	千駄木5丁目25番10号	03-3827-7671
10 茗台中学校	春日2丁目9番5号	03-3811-2969
11 本郷台中学校	本郷2丁目38番23号	03-3811-2571
12 音羽中学校	大塚1丁目9番24号	03-3947-2771
13 目白台交流館(目白台総合センター内)	目白台3丁目18番7号	03-5395-9141

※関口一丁目の各町会は、大雨等により神田川を越えて避難所へ行くことが難しい場合、榎町地域センター、新宿区立牛込第一中学校、新宿区立牛込第二中学校に避難することができます。

●垂直避難場所

垂直避難場所とは、風水害において、指定された避難所への避難が困難な場合、または雨の降り方や浸水状況により身の危険を感じた場合の緊急的な避難場所のことです。

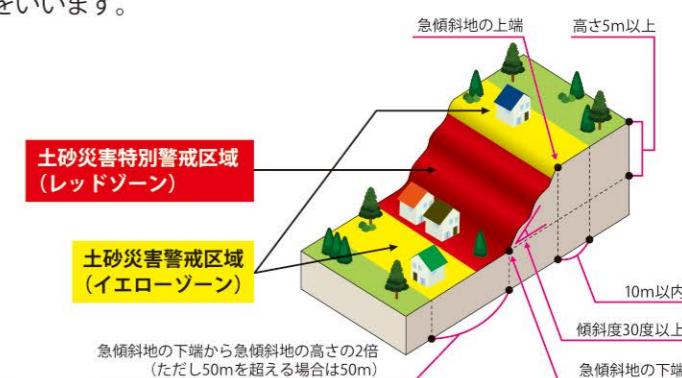
※垂直避難場所一覧は、区ホームページをご確認ください。

○都市型水害

都市型水害とは、舗装に覆われた都市部で起こる水害で、集中豪雨などで河川や下水の排水処理能力を超える雨が降ると、水が低い場所に集まり短時間のうちに浸水が起こることをいいます。

○土砂災害

土砂災害には、土石流、がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)、地すべりの3つの現象があります。文京区内では、台風や大雨、梅雨の時期の長時間の雨などによって、がけ崩れが発生するおそれがあります。



■土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域について

●土砂災害警戒区域(通称「イエローゾーン」とは)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

◆がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)の指定範囲

- 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域

●土砂災害特別警戒区域(通称「レッドゾーン」とは)

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

◆がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)の指定範囲

- 急傾斜地の崩壊に伴う土石などの移動により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石などの移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域

○ハザードマップ

文京区では、水害ハザードマップ、洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの4種のハザードマップを作成しています。

各ハザードマップは、文京区防災課、行政情報センター（シビックセンター2階）、地域活動センター、区立図書館で配布しているほか、文京区ホームページで閲覧ができます。

次のアドレスからご確認ください。

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/bosai/bousai/Panfu.html>

●文京区水害ハザードマップ

河川の氾濫及び下水道の溢水により浸水が想定される区域と浸水深を示すとともに、各地域の避難所を明示したものです。

●文京区洪水ハザードマップ

大雨によって神田川及び荒川が氾濫した場合の浸水想定区域、浸水深及び浸水継続時間等を示すとともに、各地域の避難所を明示したものです。

●文京区高潮ハザードマップ

東京湾沿岸において、台風等による高潮により、氾濫が海岸や河川から発生した場合に想定される浸水想定区域、浸水深及び浸水継続時間を示すとともに、各地域の避難所を明示したものです。

●文京区土砂災害ハザードマップ

土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域と土砂災害時の避難所を明示したものです。



○避難情報と具体的な行動内容

警戒レベル	区・気象庁からの避難・気象情報	とるべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保※1	命の危険 直ちに安全確保！
（警戒レベル4までに必ず避難！）		
警戒レベル4 全員避難	避難指示※2	危険な場所から 全員避難
警戒レベル3 高齢者等避難	高齢者等避難※3	危険な場所から 高齢者等は避難
警戒レベル2 大雨・洪水・ 高潮注意報	大雨・洪水・ 高潮注意報	自らの避難行動を 確認する
警戒レベル1 早期注意情報	早期注意情報	災害への心構えを 高める

自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（洪水、土砂災害、高潮）

- ・氾濫発生情報
- ・大雨特別警報（土砂災害）
- ・高潮氾濫発生情報 等

区が発令

- ・氾濫危険情報
- ・土砂災害警戒情報
- ・高潮特別警報
- ・高潮警報 等

気象庁が発表

- ・氾濫警戒情報
- ・大雨警報（土砂災害）
- ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報 等

・氾濫注意情報 等

※1 自治体が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されます。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

○注意報・警報発表基準

注意報	大雨	表面雨量指数 ^{※1}	12
	洪水	流域雨量指数 ^{※2}	22.1
	強風	平均風速	13m/s
警報	大雨	表面雨量指数	18
	洪水	流域雨量指数	—
	暴風	平均風速	25m/s

(気象庁による)

*¹ 地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの

*² 河川の上流域に降った雨水が地表面や地中を通って河川に流れ出し、河川に沿って流れ下る量を数値化したもの

各指標の詳細については、気象庁ホームページをご覧ください。

○特別警報発表基準

警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に気象庁が「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼びかけます。

大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

※表中の数十年に一度の現象に相当する降水量の指標は、気象庁ホームページで公表しています。

(気象庁による)

○避難時の心得

区から避難指示等があった場合には、水害時・土砂災害時の避難所に立ち退き避難しましょう。なお、避難所への避難が困難な場合、または、雨の降り方や浸水状況により身の危険を感じた場合には、近くの頑丈な2階建て以上の建物へ自主的に避難するか、それも難しい場合は、家の中でより安全な場所（崖から離れた部屋や2階など）に避難しましょう。

●正確な情報収集

テレビ、ラジオ、インターネットなどで最新の気象情報、避難情報等を収集し、雨や浸水の状況に注意するとともに、危険を感じたら自主的に避難しましょう。

●避難の呼びかけに注意

危険が迫ったときには、防災行政無線、緊急速報メール、SNSなどにより、避難の呼びかけを行いますので、速やかに避難してください。

●要配慮者の避難にご協力を

高齢者・障害者等の要配慮者は早めの避難が必要です。要配慮者の近所にお住まいの方は、要配慮者の避難にご協力ください。

●車での避難は控えて

自動車での避難は緊急車両の妨げになります。また、交通渋滞を招き、浸水すると動けなくなるため、特別な場合を除きやめましょう。

●動きやすい服装、二人以上での避難

動きやすい服装（カッパやスニーカー等）で、浸水部分の深さが確認できる杖や棒を持って歩きましょう。浸水時に歩行可能な水位の目安はひざ下までです。

また、隣人等と声を掛け合って、二人以上で避難しましょう。



○防災情報・気象情報を入手する方法

区内の降雨量及び神田川の水位を観測し、以下のホームページ内で最新の雨量、水位情報、気象情報等を提供しています。

●文京区水防災監視システムホームページ(神田川水位情報等)
<http://bousaiweb.city.bunkyo.lg.jp/mizubousai/>

●文京区防災気象情報発信サイト ➡
<https://bunkyo-city.bosai.info/>

●気象庁ホームページ ➡
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

●東京アメッシュ(東京都下水道局:降雨レーダー) ➡
<https://tokyo-ame.jwa.or.jp/>

文京区民チャンネル(CATV)
文京区民チャンネルにおいて、災害情報をお知らせします。
※11チャンネルで見られます
(ケーブルテレビ加入者)。

文京区公式ホームページ
URL:<https://www.city.bunkyo.lg.jp>

緊急速報メール(エリアメール)
携帯電話事業者のNTTドコモ、au、SoftBank、Y!mobile、楽天モバイルと協力し、区のエリア内の該当携帯電話に対して、災害情報を配信します。

防災行政無線屋外スピーカー
災害情報を音声やサイレンでお知らせします。24時間以内に放送した内容は「電話応答システム」(☎0180-993-997)で確認できます。

Yahoo! 防災速報
ヤフー株式会社と協力し、スマートフォンのアプリを通じて災害情報を配信します。

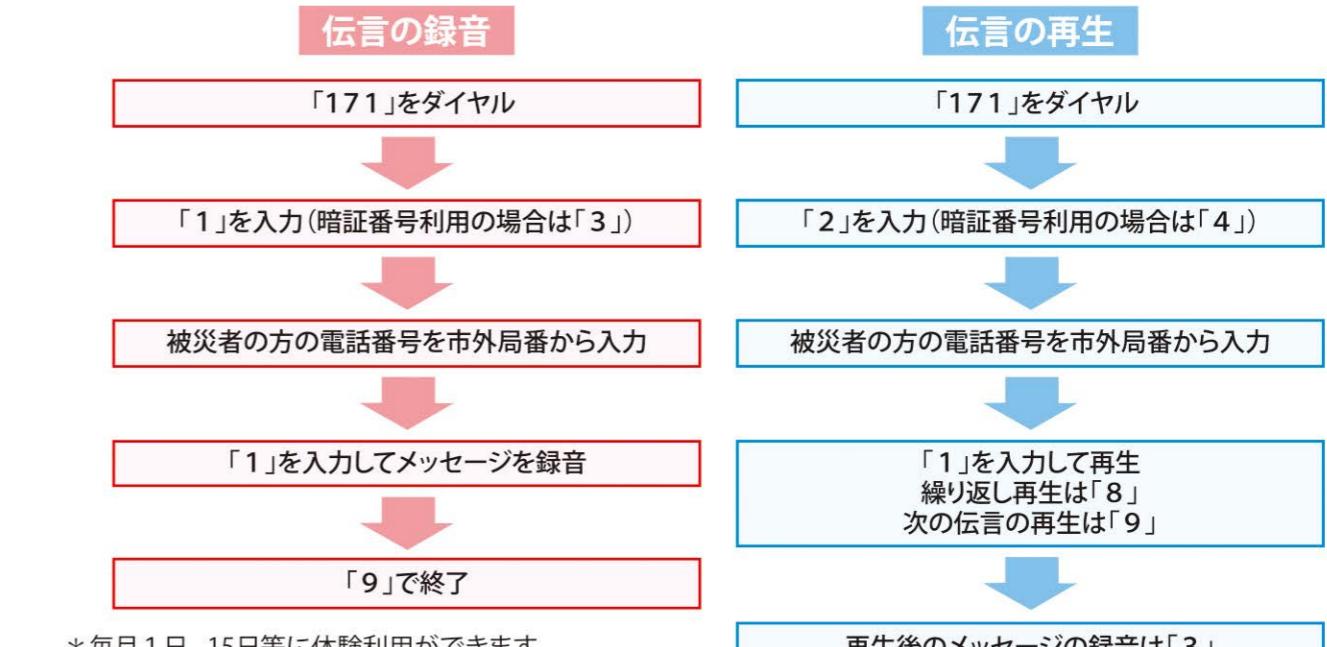
Lアラート
NHKデータ放送を活用し、テレビから災害情報をお知らせします。
※1チャンネルからリモコンdボタンを押すと見られます。

「文の京」安心・防災メール
登録者に文京区内の災害情報をお知らせします。
下記URLまたは二次元コードにアクセスして登録してください。
<http://bunkyocity.bosaiinfo.jp/bosaimail/index.html>

○災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板

災害時には電話の規制が行われることが考えられます。その際の安否確認の手段として、NTTや携帯電話各社が災害時に提供するサービスがあります。使い方を覚え有効に活用しましょう。

〈災害用伝言ダイヤル171〉



*毎月1日、15日等に体験利用ができます。

〈災害用伝言板〉

携帯電話やスマートフォン、パソコンで安否情報等のメッセージの登録や確認ができるサービスです。詳細はご契約中の携帯電話各社にお問合せください。

○緊急時の連絡先

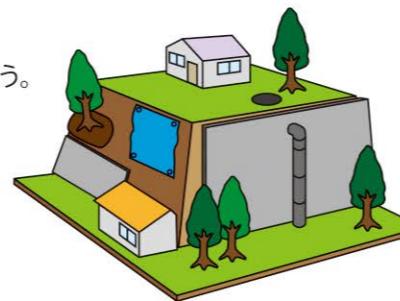
名 称	電 話 番 号
文京区役所(代表)	03-3812-7111
事件・事故の場合	110
富坂警察署	03-3817-0110
大塚警察署	03-3941-0110
本富士警察署	03-3818-0110
駒込警察署	03-3944-0110
火災・救助・救急の場合	119
小石川消防署	03-3812-0119
本郷消防署	03-3815-0119
NTT東日本(電話の故障)	一般電話からの場合 113 携帯電話・PHSからの場合 0120-444-113

名 称	電 話 番 号
東京電力パワーグリッド株式会社 東京カスタマーセンター	0120-995-006
東京ガス株式会社 お客様センター	一般電話からの場合 0570-002-211 PHS・IP電話からの場合 03-3344-9100
東京都水道局文京営業所	03-5840-8021
東京都下水道局 北部下水道事務所文京出張所	03-5976-2516

○ 日頃からの土砂災害対策

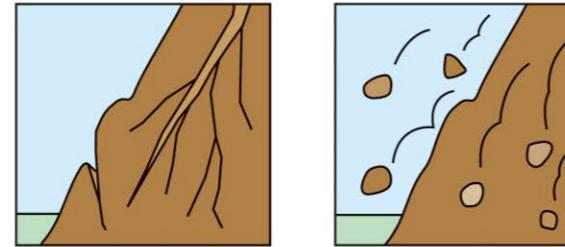
自宅に斜面や崖がある場合

- 斜面や崖にある大きな木・枝等は取り除いておきましょう。
- 斜面や崖に雨水を流さないように、排水路を整備しておきましょう。
- 大雨の後は、斜面や崖の状態を調べ、崩れそうになっていたら修復しましょう。
- 危険な土留めは、早めに安全な擁壁に替えましょう。



斜面や崖の様子に注意しましょう

- 斜面や崖に割れ目が見える。
- 斜面や崖から水が湧き出ている。
- 湧き水が止まる・濁る。
- 斜面から小石が落ちてくる。
- 擁壁にひび割れやふくらみがある。



○ 日頃からの水害対策

自宅周りの確認事項

台風や豪雨の到来は予測できるからと安易に考えてはいけません。油断せず日頃から十分な対策を立てておきましょう。



日頃からの備え

日頃から次のことを行ってください

- 安全な避難路の確認
避難所までの経路(避難路)は、あらかじめ決めておき、安全に通行できるかを確認しておきましょう。

● 非常持ち出し品の事前準備を

ラジオ、懐中電灯、食糧、飲料水などは事前に用意し、避難するときに持参しましょう。

被害が心配されるときには

● 正確な情報収集を

テレビ、ラジオ、インターネット等からの気象情報に十分注意しましょう。(p.20参照)

● 家財等を移動

浸水などのおそれがあるところでは、家財や食糧品、衣類、寝具などの生活用品を高い場所へ移動します。

● 高齢者などの避難

高齢者などを安全な場所へ避難させましょう。

● 地下施設への浸水にも注意

豪雨時の地下室利用は危険です。地下駐車場にも注意しましょう。

○ 浸水に備える

日ごろから排水施設(ポンプ)の点検や、土のう、止水板を準備しておきましょう。また、あらかじめ土のうを用意した方には貸与します。

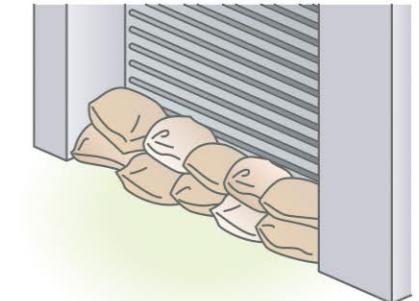
なお、区内各所に水防用土のう置き場を用意していますので、緊急の場合はご自由にご利用ください。

水防用土のう貸与の流れ

1. 土木部道路課維持係へ連絡し、土のうが必要である旨をお伝えいただき、次の事項を職員にお伝えください。
(1)必要な土のうの個数、(2)お名前、(3)ご住所、(4)ご連絡先
2. 土のうの準備ができ次第、順番に配付に伺います。(時間指定は受け付けておりません。)
3. 現地到着後、連絡させていただきます。
4. 家の前まで職員が土のうをお持ちします。
5. 「土のう申請書」に必要事項を記入の上、提出していただきます。(申請書は職員がお持ちします。)

水防用土のうの積み方

1. 間口1mあたり5袋程度必要です。(2段積みにする場合は10袋程度)
2. 結び目を家屋側に向け、4分の1程度重なるように積んでいきます。
3. 足で踏み固めて完成です。
4. ブルーシートやレジャーシート等で土のうを包むと、より効果的です。
5. 使用後の土のうは、緊急時に再利用できるように、直射日光や雨水を避けて敷地内での保管をお願いします。不要になった場合や、保管場所がない場合は回収いたしますので、ご連絡ください。



水防用土のう置き場一覧

	設置場所	袋数	備考
1	関口一丁目 23(江戸川橋バス停横)	80	土のうステーション
2	関口一丁目 21(華水橋右岸下流)	80	土のうステーション
3	関口一丁目 18(掃部橋右岸下流)	80	土のうステーション
4	関口一丁目 18(古川橋右岸上流)	80	土のうステーション
5	水道二丁目 5(石切橋左岸下流植込内)	53	土のうステーション
6	水道二丁目 1(小桜橋左岸上流)	80	土のうステーション
7	水道一丁目 3(中ノ橋左岸上流植込内)	53	土のうステーション
8	後楽二丁目 16(新隆慶橋左岸上流)	160	土のうステーション
9	後楽二丁目 3(隆慶橋脇左岸下流)	160	土のうステーション
10	後楽二丁目 3(後楽園歩道橋下)	80	土のうステーション
11	大塚四丁目 2(東京健生病院前歩道)	160	土のうステーション
12	小石川五丁目 41(播磨坂最下部)	80	土のうステーション
13	後楽一丁目 8(小石川運動場内)	160	施錠あり(町会管理)
14	根津一丁目 17(八重垣第一児童遊園内)	70	施錠あり(町会管理)
15	根津二丁目 27(都道拡幅予定地内)	300	施錠あり(町会管理)
16	本駒込四丁目 35(勤労福祉会館内)	160	土のうステーション
17	音羽一丁目 18(首都高高架下)	80	土のうステーション
18	音羽一丁目 19(首都高高架下)	80	土のうステーション
計		3409	

	設置場所	袋数	備考
19	音羽一丁目 19(関口台公園前)	80	土のうステーション
20	音羽一丁目 23(第一自転車保管所横)	80	土のうステーション
21	音羽一丁目 23(関口三丁目公園前)	80	土のうステーション
22	千駄木二丁目 1(千駄木二丁目交差点)	80	土のうステーション
23	本駒込四丁目 36(不忍通り歩道)	80	土のうステーション
24	本駒込四丁目 40(動坂下交差点歩道)	240	土のうステーション
25	千駄木三丁目 48(道灌山下交差点歩道)	80	土のうステーション
26	千駄木三丁目 37(団子坂下交差点歩道)	80	土のうステーション
27	豊島区東池袋五丁目 25(豊島区事業用地)	80	土のうステーション
28	本駒込四丁目 39(不忍通り歩道)	80	土のうステーション
29	千石二丁目 1(千川通り歩道)	80	土のうステーション
30	小石川四丁目 15(播磨坂最下部)	80	土のうステーション
31	音羽一丁目 19(首都高高架下)	80	土のうステーション
32	関口一丁目 25(一休橋右岸下流階段下)	80	土のうステーション
33	音羽一丁目 27(首都高高架下)	80	土のうステーション
34	大塚五丁目 18(吹上稻荷神社鳥居裏)	53	土のうステーション
計		3409	

問合せ先 土木部道路課 ☎ 03-5803-1250

■火災に備えて

○火災発生！初期消火の3原則

出火から3分以内が初期消火のチャンスです。

1.早く知らせる

「火事だ」と大声を出し、隣近所に知らせ、速やかに119番通報をしましょう。

2.早く消火をする

出火から3分以内が消火できる限です。身近にある消火器の場所を確認しておきましょう。

3.早く逃げる

天井に火が燃え移ったら、迷わず避難しましょう。



○水のかけ方

コップ一杯の水でストーブの火が消えた実験結果もあり、水の消火能力は非常に大きいです。

消火器とともに、水の溜め置きを忘れずに行いましょう。

●ふすまや障子、カーテンなどの立ち上がり面にかけるときは、上から半円を描くようにする。



●ストーブや畳などへは一気にかける。ただし、油なべや感電のある物には直接水をかけないで、消火器を使ったり、コンセントを抜いてから消火する。



地震による火災を防ぐために

揺れがおさまったら、火の点検と始末を

ガスの元栓、ストーブ、たばこの火などを消し、アイロンやドライヤーなどの電気器具のプラグを抜き、ブレーカーを切りましょう。また、自動的にブレーカーが切断される感震ブレーカー等の器具もあります。

○火災からの避難方法

- (1) 避難は高齢者、子ども等を優先。
- (2) 服装や持ち物にこだわらず、できるだけ早く避難する。
- (3) 煙の中を逃げるとときは、できるだけ姿勢を低くする。
- (4) 一度避難したら、絶対に中に戻らない。
- (5) 逃げ遅れた人がいるときは、近くの消防隊にすぐ知らせる。

○119番通報

119番通報は正確・簡潔に

- (1) 火事であることを伝える。
- (2) 消防車が向かう場所はどこか。
- (3) 何が燃えているか。

○消火器の使い方

使い方 粉末・強化液消火器の場合

(1)安全ピンを抜く



(2)火元にホースを向ける



(3)レバーを強く握る



ポイント

●姿勢をなるべく低くし、燃えている物にノズルを向け、風上から火の根元を掃くように消火する。

※古い消火器や、使用期限内でも錆びや変形などのある消火器は、破裂するおそれがあります。このような消火器は、使用せずに点検または処分(リサイクル)してください。ピンが抜いてある消火器は、噴射していなくても点検が必要です。

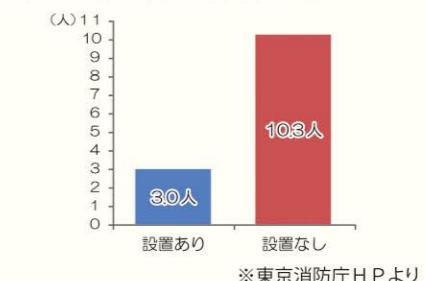


○住宅用火災警報器設置

火災による死者の9割は、住宅火災から発生しています。住宅火災において、住宅用火災警報器等が設置ありの住宅と設置していない住宅を比較すると、火災による死者数や被害が大きく違います。

住宅火災における死者発生状況

住宅火災100件あたりの死者数を比べると、設置ありの住宅に比べ、設置なしの住宅は、死者数が約3.4倍です。(令和元年)



住宅用火災警報器の維持管理について

〈定期的な作動確認〉

点検ボタンを押すか点検ひもをひつぱり、定期的(※1)に作動確認をしましょう。作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです(※2)。警報器の本体又は電池を交換しましょう。

〈古くなったら交換〉

火災警報以外の警報が鳴った場合、本体の故障か電池切れです(※2)。警報器本体又は電池を交換しましょう。

※1 住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は、約10年とされています。

警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行なうなど、定期的に実施してください。

※2 故障か電池切れか分からぬときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。

なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

■応急手当

○応急手当の方法

けがや病気の中で最も重篤で緊急を要するものは、心臓や呼吸が止まってしまった場合です。このような人の命を救うために、応急手当の正しい知識と技術を覚えて、実行することが大切です。

1. 反応(意識)の確認

肩を優しくたたきながら声を掛け、反応(意識)があるか確認します。



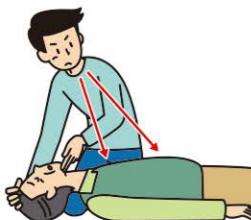
2. 119番通報とAEDの手配

反応なしと判断したら、大声で近くの人に助けを求め、「あなたは119番通報を」「あなたはAEDを」と具体的に依頼します。



3. 呼吸の確認

胸と腹部の動きを見て、「普段どおりの呼吸」をしているか、10秒以内で確認します。



4. 胸骨圧迫

普段どおりの呼吸がない、又は判断に迷う場合は、すぐに胸骨圧迫を30回行います。

<ポイント>

胸骨圧迫は、強く、早く、絶え間なく押します。



5. 人工呼吸

胸骨圧迫の後、人工呼吸を2回行います。

<ポイント>

人工呼吸は、鼻をつまみ、大きく開けた自分の口で傷病者の口を覆って、約1秒かけて息を吹き込みます。その時に傷病者の胸がふくらんでいるのも確認しましょう。

2回息を吹き込む。
胸骨圧迫と人工呼吸を30:2で行う。



*人工呼吸について

- 人工呼吸用マウスピース等がない場合
- 血液やおう吐物などにより、感染の危険がある場合

→ 人工呼吸を行わず、
胸骨圧迫を続けます。

※救急隊が到着するまで胸骨圧迫と人工呼吸を30:2で繰り返します。

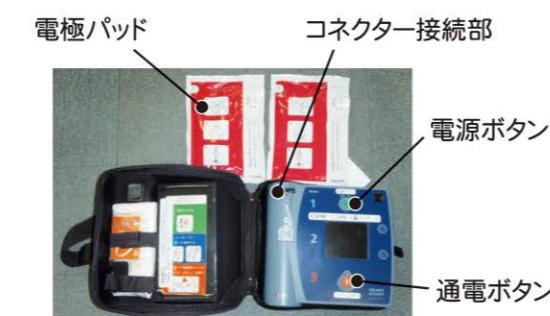
AEDが到着したら

6. AEDの操作を行う

AEDの音声に従って操作します。

7. 救急隊へ引き継ぐ

AEDを装着したままの状態で、救急隊へ引き継ぎます。



○AED(自動体外式除細動器)

AEDとは心臓の痙攣(けいれん)状態を取り除くため、電気ショックを与えて、正常な状態に戻す医療機器のことです。

※心臓が正常に動いている人には、電気ショックを与えないようになっています。

AEDの使い方

●救助する人が1人、または2人以上の場合で対応が異なります。

- ・1人の場合 …… 心肺蘇生法を中断して、AEDの操作をします。
- ・2人以上の場合 … AEDの操作をしない人は心肺蘇生法を継続します。

次の順序で進める

1. 電源を入れる

電源を入れると音声が流れます。



2. 電極パッドを付ける

「電極パッド」を、肌に直接付けます。パッドに図が示されているので、その位置に隙間がないよう、ぴったり貼り付けます。

おおよそ6歳ぐらいまでの子どもには、「小児用電極パッド」を使用します。小児用がなければ成人用を使用します。

※心電図解析中は、傷病者へ触れてはいけません。



3. ショックボタンを押す

「ショックボタンを押してください」の音声指示があれば、誰も傷病者に触れていないことを確認してボタンを押します。



4. 胸骨圧迫と人工呼吸

ショックを実施した後は、再び30回の胸骨圧迫と2回の人工呼吸を再開します。



*ポイント

傷病者に何らかの応答や目的のある仕草(例えば、嫌がるなどの動き)があつたり、普段どおりの呼吸があるまで継続します。

AED設置場所

文京区では、文京シビックセンターをはじめ、区有施設及び公衆浴場にAEDを配備しています。AEDの設置場所については、区ホームページや以下のアドレスからご確認いただけます。

●日本救急医療財団 全国AEDマップ

[https://www.qqzaidanmap.jp/
static_contents/about](https://www.qqzaidanmap.jp/static_contents/about)



●スマートフォン用アプリ『QQMAP』



■文京区の防災対策

○水の確保

〈飲料水〉

区内2か所の給水施設等に、飲料水を確保しています。

給水拠点	住 所	確保水量(m ³)
本郷給水所	本郷2-7	20,000
教育の森公園内応急給水槽	大塚3-29	1,500

〈生活用水等〉

区内34か所の公園・児童遊園に区設貯水槽を設置しているほか、区内89か所の民間井戸と防災協定を締結し、生活用水等を確保しています。



○食糧、生活必需品の備蓄



被災して自宅での生活ができなくなった方々のために、避難所となる区立小・中学校等に想定避難者数1日分程度の物資を備蓄しています。

食糧・・クラッカー、アルファー米など
生活必需品・・毛布、タオル、おむつなど
資器材・・発電機、組立トイレ、テントなど

○防災設備の充実

〈消火器の設置〉

初期消火活動ができるように、消火器を設置しており、どなたでも利用することができます。



〈スタンドパイプ〉

消火栓にスタンドパイプをつなぎ、ホースを接続し、消火する器具です。飲料水の確保にも有効です。



〈街かど消火栓〉

水道水を使った初期消火器具で、一人で素早く扱えます。



○民間団体との協定

食糧、医療、道路復旧、物資の輸送、燃料の供給などについて、様々な団体と協定を結んでおり、災害時に協力していくことになっています。

○文京区の防災対策支援事業

防災事業

※助成金の申請には要件がありますので、区ホームページ等でご確認ください。

●区民防災組織等活動助成金

区民防災組織(町会等)、幼稚園・小中学校P T A等が実施する防災訓練や、備蓄品等の購入に係る経費に対し、助成をしています。

●中高層共同住宅等防災対策費用の助成

一定規模以上の中高層共同住宅等が実施する防災訓練や、備蓄品等の購入に係る経費に対し、助成をしています。

●中高層共同住宅等エレベーター閉じ込め対策費用の助成

一定規模以上の中高層共同住宅等に対し、エレベーター閉じ込め対策用品(トイレ・水等)の購入費用の一部を助成しています。

防災まちづくり事業

●細街路拡幅整備事業

4m未満の道幅の道路に面した敷地で、建築等に伴い拡幅整備工事を行う方へ、後退位置にある塀や擁壁等の撤去等に要する工事費用の一部を助成します。

●ブロック塀等改修工事費助成

道に面した地震時に倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去及び設置の改修工事に要する費用の一部を助成します。

●耐震診断の費用の助成

昭和56年以前に建築された建物の耐震診断をする場合、一定の基準で耐震診断費用の一部が助成されます。助成を希望される方は、耐震診断契約前に申請手続きを行ってください。

●家具転倒防止器具の購入・設置費用の助成

区内在住者1戸につき、家具転倒防止器具の購入・設置費用の一部を助成しています。

●避難所運営協議会活動助成金

避難所運営協議会の活動を支援するため、訓練の経費や会議運営にかかる経費に対し、助成をしています。

●避難行動要支援者名簿制度

円滑かつ迅速な避難を図るために、特に支援を必要とする方の名簿情報を、区や警察署、消防署、区民防災組織(町会等)及び民生委員・児童委員が共有し、災害時における安否確認などの支援を行います。対象者は、年齢や介護認定区分、障害等級など一定の条件に当てはまる方とし、共有する名簿の登載は同意を必要としています。登録をご希望の方はご相談ください。

●耐震設計・工事に要する費用の助成

昭和56年以前に建築された住宅や分譲マンション等の耐震設計や耐震改修工事を行う場合は、一定の基準で費用の一部が助成されます。

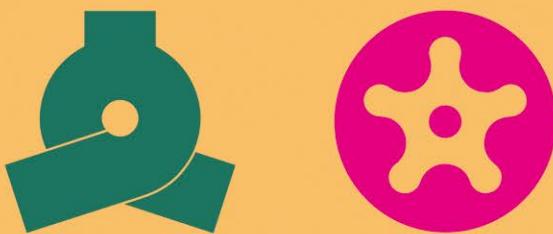
各助成を希望される方は、契約前に申請手続きを行ってください。

●耐震化アドバイザーの派遣

災害に強いまちづくりを目的として民間建築物の耐震化の促進を図るために、昭和56年5月31日以前に建築された建築物を対象に耐震化アドバイザーを派遣します。派遣の回数は、1つの建築物につき3回までです。派遣の費用は無料です。

●崖等整備資金助成

高さ2mを超える部分を含む崖・擁壁の整備工事及び崖下建築物の減災工事に要する費用の一部を助成します。助成を希望される方は、契約前に申請手続きを行ってください。



避難所		緊急避難場所	
家族の集合場所		自宅	住所 電話番号
家族の緊急時連絡先	名前	電話番号	住所
かかりつけ又はお近くの医療機関	病院名	電話番号	住所